

福祉サービス第三者評価結果（共通評価項目）

事業所名	若松こども園
------	--------

I. 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		自己評価	判断の理由・取り組み状況
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
[I] I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	㉞	c
<p>幼保連携型認定こども園（以下“園”）では、園の使命や役割を反映した教育・保育理念や方針を掲げている。理念等は、園内の文書（入園の手引き、重要事項説明書）やパンフレット、ホームページなどに記載している。教育・保育理念等は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっているが、職員等への周知は十分ではない。また、保護者や地域等には、入所時の説明やパンフレットの配布等により、周知を図っている。今後は、定期的に、職員間での教育・保育理念等の十分な説明と理解を徹底することで、意識の共有化を図ることが望まれる。また、毎月発行される“クラスだより”等にも理念を記載することで、保護者や地域等に向けて一層の周知を図ることに期待したい。</p>			

I-2 経営状況の把握

		自己評価	判断の理由・取り組み状況
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
[2] I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉠	b	c
[3] I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	㉞	c
<p>園では、県内外の各会議への出席や協議会・団体への参加などにより、児童分野に留まらない、社会福祉事業全体の動向について把握している。行政や地域団体等のかかわりにより、地域の子どもの数・保護者像、教育・保育ニーズなども把握している。把握した情報にもとづいて、園の経営状況や利用者数の推移、利用率などを分析している。</p> <p>園では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析結果について、経営上の課題や問題点を明確化している。職員会議や主任会議等の機会に、周知・説明を行っている。理事会での報告も行い、園の現況について共有化を図っている。しかし、把握・分析した結果を職員間で協議・検討し、改善に取り組むまでには至っていない。今後は、課題の解決・改善に向けて、職員から意見や提案等を聞きとり、検討する場を設けるなど、組織的な取り組みに期待したい。</p>			

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

<p>[4] I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	a	⑥	c 園では、把握した福祉ニーズ等に基づき、令和4年度に小規模保育園の開設を計画している。開設に向けて、資金計画を作成するとともに、設備・備品や人員・組織体制等を整備し、準備を進めている。今後は、経営状況等の把握・分析結果に基づき、保育内容の充実や人材育成、組織体制等に関する指針・課題などを示した、中・長期計画及び資金調達計画を策定することが望まれる。また、策定した計画を職員に周知し、組織的且つ計画的に経営課題や問題点の解決・改善に向けた取り組みに期待したい。
<p>[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a	⑥	c 園では、理念等を反映した教育・保育目標の達成に向けて、年間の教育・保育の内容に関する全体的な計画を作成している。各項目ごと（養護・教育・食育・健康・健康支援・研修計画など）に、具体的な事業内容等を記載し、指針を明らかにしている。あわせて、事業内容ごとの年間計画（食育計画・安全計画・清掃計画・保健計画・非常災害訓練・研修計画・行事計画など）も作成し、職員間での周知・理解を図っている。今後は、単年度事業計画の策定にあたって、中・長期計画の課題等を反映するなど、一体的な取り組みが望まれる。研修計画には、園外研修だけでなく、園内で実施している勉強会や検討会、OJTの体制などについても記載し、教育研修・訓練計画として活用することが望まれる。また、策定した計画について、年度末に実施状況の評価を行うことができるよう、達成目標や達成率等の成果を設定することに期待したい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>[6] I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a	⑥	c 園では、事業計画に基づく行事計画について、職員の参画を得て、意見の集約・反映のもとに作成している。年度中・年度末の行事实施状況について、クラスごとに評価・見直しを行っている。今後は、単年度事業計画においても、職員会議やミニ職員会議等の機会に、職員意見の集約・反映のもと、現在策定している計画の見直しが望まれる。また、事業計画や予算計画を理事会に図った後、全職員に周知徹底を図ることに期待したい。
<p>[7] I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	a	⑥	c 園では、事業計画のなかで、子どもと保護者に関わる行事計画等の内容について、保護者会や個人懇談などの機会に説明している。また、後日、昨年度の取り組みに関する評価や反省点について記載した文書を配布している。今後は、事業計画の主な内容について、よりわかりやすく説明した文書を作成するなど、保護者等に向けた理解や周知、説明の工夫が望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		自己評価	判断の理由・取り組み状況
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
[8] I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	㉑	c
[9] I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	㉑	c

II. 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		自己評価	判断の理由・取り組み状況
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
[10] II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	㉑	c
[11] II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑	b	c
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
[12] II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	㉑	c
[13] II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	㉑	c

Ⅱ-2 保育士等の確保・育成

		自己評価	判断の理由・取り組み状況
Ⅱ-2-(1) 保育士等の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
[14] Ⅱ-2-(1)-① 保育士等の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	⑥	c
[15] Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	⑥	c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
[16] Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	⑥	c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
[17] Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	⑥	c
[18] Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	⑥	c
[19] Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	⑥	c

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
[20] II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	⑥	c
園では、実習生等の受入れに関する基本姿勢を明確に示している。実習担当者や指導手順を定め、教育機関等と連携を図りつつ、積極的に保育士等を受け入れている。今後は、実習生の指導の標準化に向けて、受入れマニュアルを整備することが望まれる。			

II-3 運営の透明性の確保

	自己評価	判断の理由・取り組み状況	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
[21] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	⑥	c
園では、ホームページ等を活用し、園の教育・保育理念や方針、保育の内容、決算情報などを公開している。事業計画・事業報告等は、園内の事務所に設置し、随時、来訪者が確認できるようにしている。苦情解決の体制や内容、改善・対応状況などについても、園独自の“苦情解決に関する要綱”にもとづいて公表している。また、本年度、第三者評価を受審し、評価結果を公表する予定である。さらに、毎月、クラスごとに“クラスだより”を発行し、保護者等に保育の内容を伝えている。今後は、地域での施設理解を深めるために、理念や基本方針、取り組み等を記載した広報誌等を、地域に向けて配布するなどの取り組みが望まれる。また、苦情以外の相談等についても、“苦情解決に関する要綱”に準じて公表するなど、さらなる透明性の確保に向けた協議・検討に期待したい。			
[22] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	⑥	c
園では、運営規程や管理規程、経理規程等を整備し、事務・経理・取引等に関する権限・責任を明確化して、適正な経営・運営に向けて取り組んでいる。定期的に、内部監査や行政監査等を実施し、公平性・透明性の確保に努めているが、事業内容や財務状況等について、外部の専門家による監査支援等は受けていない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

	自己評価	判断の理由・取り組み状況	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
[23] II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	④	b	c
園では、教育・保育方針のなかで、地域とのかかわりに関する基本的な考え方を明示している。園内の掲示板や保育支援システムを活用し、子どもの社会体験や地域の中での子育てに活用できる社会資源等について、保護者等に情報提供している。年間行事として、運動会や遠足、餅つきなどを実施し、地域住民と子どもが交流する機会を設けている。また、近隣の高齢者施設等とも連携を図り、敬老会の催しを共同で行うなど、子どもの社会性の育成にも努めている。			
[24] II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	⑥	c
園では、音楽ボランティアや大学生のボランティアなど、幅広い分野のボランティアを受け入れている。来訪時には、園で活動を行うにあたっての留意事項等を伝えている。また、学校教育等への協力も積極的に行っている。今後は、ボランティアの受入れや地域の学校教育等に対する基本姿勢を明文化し、ボランティアの登録・配置・事前説明等に関するマニュアルの整備が望まれる。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
[25] II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	④	b	c
園では、地域の関係機関や団体のリストを作成している。特に、地域の医療機関については、住所や連絡先を掲載した資料をラミネート加工して綴ることで、必要に応じて保護者等にも情報提供しやすいよう工夫している。社会資源リストの内容は、職員間に周知し、共有化を図っている。また、地域の課題解決やネットワークの構築に向けて、地域の連絡会に参加するなど、協働的な取り組みを実施している。			

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
[26] II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	㉑	c	園では、関係機関・団体との連携や地域との交流活動等を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。また、季節ごとの行事等を実施した際に、保護者等から相談や悩み等を聞くこともある。今後は、社会福祉に関する専門的な知識を有する組織として、地域社会で必要とされる役割・機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等について、主体的に把握する取り組みを実施することに期待したい。
[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	㉑	c	園では、行政からの補助金事業として、保育所地域活動や一時預かり保育、休日保育などを実施している。把握した福祉ニーズ等に基づく地域貢献の事業・活動等は実施していないが、町内会に園のホールを貸し出すなど、地域コミュニティの活性化に貢献している。

III. 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	自己評価	判断の理由・取り組み状況		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
[28] III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。	a	㉑	c	園では、教育・保育理念や教育・保育方針等のなかで、子どもを尊重した保育の実施について、基本姿勢を明示している。職員会議等の機会に、職員間で基本姿勢等の周知・理解を図っている。日ごろの教育・保育においても、基本的人権に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した取り組みを実践している。今後は、倫理綱領や虐待防止の規程等を策定するなど、園内で共通理解を持つための取り組みが望まれる。また、定期的に、人権に関する研修や勉強会等を開催したり、チェックリストを用いて確認したりするなど、人権への配慮の徹底に向けた、継続的な取り組みに期待したい。
[29] III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	㉑	c	園では、職員会議等の機会に、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する考え方について、周知・理解を図っている。日ごろの教育・保育のなかで、排泄や着替えなど、子どものプライバシーに関わる場面での配慮に努めている。今後は、園の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル・手順を整備するなど、子どものプライバシー・権利擁護の徹底に向けた組織的な取り組みに期待したい。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
[30] III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑	b	c	園では、園の理念や保育の内容、園の特性などを紹介したパンフレットを作成している。公共施設や関係機関等にパンフレットを配ることで、広く周知を図っている。ホームページには、保育内容や取り組みに関する写真を掲載するなど、園の選択に資する情報を提供している。利用希望者には、個別に丁寧な説明を心がけつつ、写真・図・絵などを用いるなど、わかりやすいよう工夫している。また、見学希望についても、利用希望者にあわせて日程調整を行うなど、適切に対応している。
[31] III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑	b	c	保育の開始・変更にあたり、園では、“入園の手引き”や重要事項説明書を用いて、保護者等にわかりやすく説明している。説明後には、保護者等の同意を得たうえで、書面に残している。特に配慮が必要な保護者等については、本人の意向等を傾聴しつつ、園長・副園長・主幹保育教諭と市の担当者で協議し、適切に説明・同意を行うことができるよう取り組んでいる。
[32] III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	㉑	c	園では、他の園等への変更にあたり、子どもに関する情報共有を行うなど、保育の継続性に配慮している。必要に応じて、保護者等の同意のもと、子どもの情報等を提供している。今後は、保育所の利用を終了した子どもや保護者等が相談を希望する場合に備えて、園内に総合相談窓口や相談の担当者を設置するなど、保育の継続性の確保に向けた体制の整備に期待したい。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
[33] Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足 の向上を目的とする仕組みを 整備し、取組を行っている。	a	⑥	c 園では、日ごろの保育実践において、子どもの満足 を把握するよう努めている。年1回、個人懇談会を開 催し、保護者等から意見や要望等を聞き取って いるが、満足度の把握に向けた取り組みを実施する までには至っていない。把握した意見等は、職員 会議や主任会議等で分析・検討し、運営面の改 善に繋げている。今後は、子どもや保護者等の 満足度の把握に向けた取り組みを実施するととも に、結果等を保育の質の向上に結びつけるため の仕組みづくりが望まれる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
[34] Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕 組みが確立しており、周知・機能して いる。	④	b	c 園では、苦情解決の取り組みを、保育の質の向 上に向けた取り組みの一環と捉え、苦情解決の体 制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者 委員の設置）を整備している。“苦情解決に関 する要綱”を策定し、苦情発生時の対応や解決 に向けた取り組み等を定めるとともに、職員間 で周知を図っている。苦情解決体制は、園内文 書により保護者等に周知している。苦情発生時 には、受付記録の記載、職員間での協議・検 討、苦情内容及び解決結果等のフィードバック 、個人情報に配慮した公表を行うなど、苦情解 決の仕組みが機能している。
[35] Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談 や意見を述べやすい環境を整備し、保 護者等に周知している。	a	⑥	c 園では、入園時の段階で、保護者が相談や意 見を述べたい時に、方法や相手を選択できるこ とを伝えている。相談等があった際には、個人 情報等に配慮して、相談室などの空き室を活 用するなど、相談しやすい環境の確保に努め ている。また、育児・発達に関する悩みを相 談できるよう、育児相談の窓口を設置すると ともに、パンフレットに記載し、周知を図って いる。今後は、苦情等を含めた意見を述べる ための総合相談窓口を設置するなど、広く意 見等を聞き取る仕組みづくりが望まれる。ま た、第三者委員を活用した取り組み（委員の 相談日・意見箱の設置）など、園以外にも相 談することができる体制の整備に期待したい。
[36] Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの 相談や意見に対して、組織的かつ迅速 に対応している。	a	⑥	c 園では、意見箱の設置やアンケート等の調 査は行っていないが、日ごろの保育実践のな かで、保護者が相談しやすいよう配慮しつつ 、実際に相談があった際には、傾聴に努めて いる。職員が把握した意見等について、主任 会議等で協議・検討し、迅速に対応している。 今後は、把握した相談や意見等について、記 録の方法や報告の手順、対応策の検討等のマ ニュアルを作成し、職員対応の標準化・統一 化を図ることに期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
[37] Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な 福祉サービスの提供を目的とするリス クマネジメント体制が構築されてい る。	a	⑥	c 園では、“危機管理マニュアル”を作成し、子 どもがケガをした際の対応や不審者対策など について、職員に周知を図っている。年度当 初に、年間の安全計画を作成し、月ごとの重 点目標を定めつつ、生活安全や交通安全、災 害安全等の項目に分けた取り組みを行っている。 事故等の発生時には、職員会議や主任会議等 で協議・検討し、教育・保育の改善に繋げ ている。また、保育システムを活用し、事故 報告等の記録を行っている。今後は、リス クマネジメント等に関する研修等の実施によ り、安全確保・事故防止に向けた意識の共有 化を図ることが望まれる。また、リスクマネ ジメントに関する責任者の明確化、委員会 の設置を行うなど、体制の整備に期待したい。
[38] Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防 や発生時における子どもの安全確保の ための体制を整備し、取組を行って いる。	a	⑥	c 園では、感染症の予防や発生時の対応等につ いて記載した“保育所における感染症対策 ガイドライン”を活用し、職員等に周知を 図っている。新型コロナウイルスの流行下にお いては、感染症における登園基準を定めたり 、消毒や衛生管理等を徹底したりするなど、 適切に対策を講じている。今後は、感染症 対策に関して、担当者や専門職を活用し つつ、責任・役割の明確化、定期的な検 討・研修等の機会の確保、感染症予防策等 の評価・見直しを行うなど、さらなる安心 ・安全の確保に向けた体制の整備に期待 したい。

<p>[39] Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a	⑥	c 園では、“防災管理マニュアル”や“洪水等避難確保計画”を整備し、災害時における心構えや具体的な避難方法等について定めている。毎月実施する避難訓練は、年間の“非常災害訓練年間計画”にもとづいて取り組んでいる。計画には、月ごとのねらいや訓練内容、保育教諭の援助について記載し、子どもと職員の安全確保に努めている。毎月の訓練には、消防署等の協力を得ることもある。また、入園の手引きに、災害時における保護者及び職員等の安否確認方法を記載して、子どもや保護者等と確認を行っている。今後は、災害発生時に、子どもの帰宅等が難しい場合等を考慮して、食料や備品類等の備蓄を整備することが望まれる。あわせて、備蓄の管理者等を定め、継続的に管理する体制を構築することに期待したい。
--	---	---	--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	自己評価	判断の理由・取り組み状況	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
<p>[40] Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a	⑥	c 園では、保育の標準的な実施方法について、部分的に文書化している。日常的な教育・保育の取り組みについては、職員同士で口頭により説明している。業務の標準化は、画一化とは異なり、保育の提供にあたって必須となる基本的な部分の共有化を図ることが目的である。今後は、標準的な実施方法について文書化を行うことが望まれる。また、文書化にあたり、基本的な教育・保育の内容だけでなく、教育・保育実施時の留意点やプライバシーへの配慮等についても記載するなど、保育全般にわたって定めた手順書となることに期待したい。
<p>[41] Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a	⑥	c 園では、必要に応じて、職員会議や主任会議等の機会に、標準的な実施方法について検討・見直しを行っている。今後は、定期的に現状を検証し、見直しを組織的に行うための仕組みづくりが望まれる。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
<p>[42] Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。</p>	a	⑥	c 園では、指導計画作成の責任者を定めている。園の全体的な計画にもとづいて、子どもや保護者等のニーズ等を踏まえつつ、個別指導計画を作成している。今後は、計画の作成にあたり、適切なアセスメントの実施や関係職員による協議・検討、組織的な計画の見直しなど、PDCAサイクルによる指導計画の取り組みに期待したい。
<p>[43] Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a	⑥	c 園では、定期的に、指導計画の実施状況を踏まえて、園長・主幹・指導教諭で評価・見直しを行っている。指導計画の変更内容については、職員間で周知を図っている。今後は、定期的な指導計画の評価・見直しにあたり、手順書や仕組みを定め、職員に周知するなど、統一化に向けた取り組みに期待したい。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
<p>[44] Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a	⑥	c 園では、統一した様式を活用し、子ども一人ひとりの発達状況や生活状況等を記録している。記録内容や記載方法について、職員間で大きな違いが出ることのないよう、標準化・統一化に努めている。また、保育支援システムを導入し、保育業務管理や登降園の管理の電子化を図るなど、職員間で共有化を図りやすいよう工夫している。今後、記録についても電子化を図るなど、さらなる情報共有の仕組みづくりに期待したい。
<p>[45] Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a	⑥	c 園では、個人情報保護方針や庶務規程等を策定し、情報漏洩等の対策や対応方法、記録の保管・保存・廃棄等について定めている。記録管理の責任者を定めるとともに、個人情報等に関する研修を実施するなど、職員に理解を促しつつ、法令遵守に努めている。今後は、情報開示にあたり、開示する範囲等を定めるなど、規程・ルール等にそった取り組みに期待したい。

福祉サービス第三者評価結果（内容評価項目）

事業所名	若松こども園
------	--------

A-1 保育内容

	評価結果	判断の理由・取り組み状況
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
<p>[A1] A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	④ b c	<p>園では、児童憲章や児童の権利条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえつつ、園の理念等にもとづき全体的な計画を作成している。子どもの発達過程や家庭・地域の状況等について、家庭状況調査や教育・保育施設間の交流により把握・分析し、計画に反映している。子どもの年齢ごと、異なる保育時間を考慮しつつ、“子どもの姿”、“保育のねらい・内容”、“食育”等の項目に分けて記載している。あわせて、“健康支援”、“環境衛生管理”、“小学校との連携”、“異年齢交流”、“保護者・地域への支援”など、子ども園の全体像について、包括的な内容も踏まえている。全体的な計画は、園長が中心となって作成し、主幹・副主幹により検討・見直しを行っている。随時、園に関わる指針や制度等の変更があった際に、園内で協議・検討し、計画を見直している。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>[A2] A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a ④ c	<p>園では、教育・保育方針のなかで、「家庭的な雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たしながら、情緒の安定を図る教育・保育をします」と掲げ、環境の整備に努めている。園舎は、園長の「子どもがのびのびと過ごせるシンプルな形、職員が目が行き届きやすいデザイン」という基本構想にもとづき、安全かつ明るく、清潔感のあるものとなっている。保育室は、季節や気候にあわせて温度・湿度を調整している。0～2歳児の部屋には床暖房を整備するなど、年齢にあわせた取り組みを実施している。手洗い場やトイレ等は、子どもが手指を挟むことのないようドアを外すなど、安全面に配慮しつつ、子どもが使いやすいよう工夫している。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、換気を徹底するとともに、学校保健安全法のもと、学校薬剤師による水質・細菌検査を実施するなど、適切な衛生管理を行っている。今後は、子ども自身が活動を選ぶことができるよう、環境の整備に期待したい。</p>
<p>[A3] A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a ④ c	<p>園では、教育・保育方針のなかで、子ども一人ひとりを受容し、個別の性格や成長等にあわせた教育・保育を実施することを示している。日ごろの保育実践のかわりや登降園時の保護者との対話、個人面談・連絡帳等のやりとりを通じて、子どもの発達状況の把握に努めている。定期的開催する、職員会議やミニ職員会議などの機会に、職員間での情報の共有化を図っている。日ごろ知り得た情報は、保育システムを導入したタブレットを活用し、速やかに周知している。今後は、職員一人ひとりが振り返る機会を設けるなど、さらなる保育の質の向上に向けた取り組みに期待したい。</p>
<p>[A4] A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	④ b c	<p>園では、教育・保育方針のなかで「一人ひとりの良さを伸ばし、基本的な生活習慣や態度、自立性を育てながら感性豊かな人格形成に努める教育・保育をします」と掲げている。全体的な計画にもとづき、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、指導計画を作成している。小学校等、卒園後の生活を想定し、子ども一人ひとりの年齢や成長にあわせて排泄トレーニングを行うとともに、子どもの気持ちに配慮した言葉かけに努めている。また、子どもの個別の情報は、日ごろの教育・保育や職員会議等の機会に、職員間で共有化を図っている。</p>

<p>[A5]A-2-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a	⑥	c 園では、4つの教育・保育目標を掲げ、子どもを主体とした保育実践に取り組んでいる。年齢に応じた遊びが提供できるよう、クラスごとに外で遊ぶことのできる時間を設けている。園庭には、遊具や三輪車等の乗り物を整備するとともに、乗り物に乗れるスペースを区切ることで、安全に遊ぶことができるよう工夫している。雨天時には、園内のホールを活用し、ボール遊びやマット運動など、自由に体を動かすことができるようにしている。年長児が手作りした品物を使って、年少児とともに“お店屋さんごっこ”を行うなど、異年齢との交流を図ることができる取り組みも行っている。園外での取り組みとして、近隣高等学校の庭でドングリや落ち葉を拾ったり、地域を散歩した際に近隣住民と挨拶を交わしたりするなど、地域と交流する機会を設けている。園で田んぼを所有し、田植えや稲刈りの体験保育を行うなど、自然と触れあうことができる取り組みを実施している。今後は、廊下や階段、ホール等を含めた空間・壁面を活用し、絵本や玩具等を設置するなど、子どもが遊ぶ場所や遊ぶものを自ら自由に選択することのできる環境の工夫に期待したい。また、子どもの年齢や希望等に応じて、職員配置等を工夫し、午後からも園庭を開放するなど、体制の整備に期待したい。
<p>[A6]A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	⑥	c 園では、乳児（0歳児）の保育室を園庭に面した1階に設けることで、採光等に配慮している。床暖房を配備し、年中素足で生活することができるようにしている。室内を、食事・睡眠と遊びのスペースで区切るなど、安全面に配慮した環境づくりを行っている。一人ひとりの発達状況にあわせて、離乳食の内容を変更したり、手作りのおもちゃやソフトブロック、布製のぬいぐるみを使ったりするなど、成長にあわせた保育を実施している。保育システムを導入し、随時、乳児の状況の変化等を記録するとともに、保護者のスマートフォンからも確認することができるなど、ICTを活用し、子どもの育ちの共有化を図っている。また、保護者等の希望に応じて、書面による発達状況の説明も行っている。今後は、体全体を使って遊ぶことができる空間を整備するなど、0歳児の発達にあわせた遊びの環境について検証し、よりよい環境を提供することに期待したい。
<p>[A7]A-2-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	⑥	c 園では、3歳未満児の保育について、“幼保連携型認定こども園教育・保育要領”の5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に配慮した教育・保育に取り組んでいる。子ども自身が興味を持ち、探索活動ができるよう、見守る姿勢を大切にしている。1歳児以降は、保育システムによる連絡帳はなくなるため、登降園時の対話や個別懇談等により、保護者等と情報の共有化を図っている。また、年長児が午睡の準備や片付けのお手伝いで保育室を訪れるなど、異年齢交流の取り組みも行っている。今後は、3歳未満児の身体機能の成長に向けて、自発的に探索活動を行うことができる環境を整備するなど、さらなる工夫に期待したい。また、ICTを活用し、保護者等との連携についても検討することが望まれる。

<p>[A8]A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	⑥	c 園では、3歳以上児の保育について、園の4つの教育・保育目標や“幼保連携型認定こども園教育・保育要領”の5領域にもとづいて、子どもが自己を十分に発揮することができるよう教育・保育に取り組んでいる。園庭での遊びの時間を増やしたり、“お店屋さんごっこ”等を実施したりして、園での活動を通じて、集団のなかで個性を発揮することができるようにしている。3・4歳児の午睡の準備・片付け等を手伝うこともある。起床の際にも、5歳児が寄りそいながら起こすことで、気持ちよく目覚めることができ、互いの顔や名前等を覚えることができるなど、異年齢交流を図っている。保護者との連絡は、登降園時や個人懇談等で行っている。また、4歳児の後半からは、小学校等への就学を見据えて、個人懇談の時期を調整するなど、子どもと保護者の安心に繋げている。今後は、子どもが主体となって取り組む事のできる活動の工夫が望まれる。また、子どもへの言葉かけや関わり方について、職員間で共有化を図る機会を設けることに期待したい。
<p>[A9]A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	⑥	c 園では、障がいのある子どもの状況に配慮した保育に取り組んでいる。児童発達支援センター等の関係機関が作成した個別支援計画にもとづいて、子ども一人ひとりの状況を把握するとともに、職員間で共有化を図り、指導計画に反映している。保護者等の希望に応じて、児童発達支援センターの訪問事業を受けるなど、専門機関と連携を図りつつ、一人ひとりの特性や能力に応じた支援に努めている。また、職員は、障がいに関する研修会等に参加し、理解を深めているが、園内でケース検討会を開催するなどして、全職員で協議・検討する機会を設けるまでには至っていない。今後は、多様な子どもの在り方に対する保育について、必要に応じて話しあう機会を設けることに期待したい。
<p>[A10]A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	⑥	c 園では、子ども一人ひとりの在園時間に配慮した保育に取り組んでいる。朝と夕方の延長保育を実施し、家庭事情にあわせて子どもを受け入れている。午後6時以降は、玄関に近い1階の3歳未満児保育室を利用し、異年齢合同保育を実施している。夕方にしゅつぱは、食物アレルギー等に配慮したものを提供している。急遽、延長が必要となった子どもも受け入れ、子ども自身が不安になることのないよう気持ちに配慮している。保育システムを活用し、日中の出来事について、職員間で共有化を図るとともに、降園時に保護者等に伝えるようにしている。今後は、延長保育時に、子ども自身が様々な遊びの中からやりたいことを選択できるような空間づくりに期待したい。
<p>[A11]A-1-(2)-⑩ 小学校等との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	⑥	a	c 園では、全体的な計画のなかで、子どもの教育・保育に関する小学校との連携を位置づけている。毎年、小学校見学や就学時健診などを通じて、小学校への期待を持つことができるよう工夫している。災害時の避難訓練の際には、近隣小学校に避難するなど、日ごろの活動のなかで、小学校を身近な場所として感じることができるようにしている。年1回、近隣小学校1年生の授業の一環として、園児と交流する機会もある。職員は、園児が就学する小学校等があつまる部会や連絡会議等に参加し、地域の小学校や子どもの状況等について、情報共有を行っている。また、就学先の学校に、子どもや保護者等の状況・意向を伝えるために、担任が中心となって、幼保連携型認定こども園 園児指導要録を作成している。要録は、園長の確認を得たうえで、各小学校へ送付している。さらに、障がいや有する子どもに対しては、特別支援学校や支援学級への進学支援に取り組んでいる。

A-1-(3) 健康管理

<p>[A12]A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>⑥</p>	<p>c 園では、“衛生管理マニュアル”等にもとづいて、子どもの健康管理に努めている。入園時に、保護者等との懇談や家庭状況調査票により、出産時の状況や予防接種の有無、既往歴等について確認している。登降園時には、必ず検温を行い、体調変化を早期に発見できるよう取り組んでいる。子どもの出欠や早退、健康状況等についてタブレットに入力し、職員間での共有化を図っている。子どもの体調不良や怪我が発生した際は、園長や主幹等に報告するとともに、保護者等へ連絡している。服薬については、保護者から“薬の依頼書”の提出を受けるとともに、1回分のみを容器に入れて持参するよう伝えるなど、誤薬等の予防に努めている。乳児（0歳児）の乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に向けて、5分ごとに呼吸確認を行い、タブレットで記録している。保護者等にも、入園時の段階で、慣らし保育の重要性を伝えつつ、注意喚起を行っている。しかし、子どもの急変時の対処方法の研修やAED訓練、心肺蘇生法に関する研修等について、園内では実施していない。また、看護師を配置しているが、専門職としての位置づけが十分ではない。今後は、保健計画を策定する際に、看護師や栄養士、調理員等の専門的な知見を踏まえつつ、子どもの安全・安心に向けたさらなる取り組みに期待したい。</p>
<p>[A13]A-2-(1)-① 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>⑥</p>	<p>c 園では、年間の保健計画を作成し、健康診断・歯科検診を行っている。毎月、身体測定を実施するとともに、年2回、協力医療機関による内科検診や歯科検診などを実施している。健康診断等の結果は、随時、子ども一人ひとりの記録に記載し、保護者等へ報告しているが、職員会議等のなかで結果や傾向などについて分析・検討し、スクリーニングを行うまでには至っていない。今後は、把握した健康状態等について、職員間で共有化を図りつつ、家庭との連携により生活習慣病の予防に取り組むなど、診断結果を活かした取り組みに期待したい。</p>
<p>[A14]A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>⑥</p>	<p>c 園では、“保育所におけるアレルギー対応ガイドライン”を活用し、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行っている。入所時の段階で、担任と保護者で話しあい、アレルギー等の詳細を聞き取っている。聞き取った内容は、栄養士や調理員等へ報告し、可能な限り除去食対応を行っている。アレルギー等の内容に変更がある際は、随時、保護者等と相談している。食事の配膳を誤ることのないよう、食器にラップをかけて名前を記入したり、色の違うトレイで用意をしたりするなど、子どもにわかりやすいよう工夫している。室内の遊びについても、小麦粘土で遊ぶ場所は分けるなど、安全面に配慮している。また、職員は、外部研修等を受講し、アレルギーに関する理解を深めている。今後は、除去食の懇談時に、栄養士や調理師等の参加を得て、専門的な知見から献立のチェック等を行うなど、専門職を活かした取り組みが望まれる。</p>

A-1-(4) 食事			
[A15]A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	①	b	c 園では、“全体的な計画”のなかで食育の推進を位置づけ、年間の食育計画を策定している。計画には、年齢・月齢ごとの食事のねらいや内容、配慮事項などを記載するなど、食に関する豊かな経験ができるよう作成している。毎月、献立とともに“給食だより”を発行し、食事についての説明や豆知識を記載して、食事への感心が深まるよう取り組んでいる。子どもの年齢や発達状況にあわせて、食事形状を変更したり、おかわりができたりするなど、一人ひとりの状態にあわせた食事の提供に努めている。玄関に、食品のサンプルケースを設置し、食事が楽しみなものとなるよう工夫している。また、園が所有している田んぼで、子どもと一緒に田植えや稲刈りを行うとともに、収穫したお米でおにぎりを作るなど、食の大切さを伝える取り組みも実施している。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、年齢ごとに食事時間を分けつつ、アクリル板を設置するなど、安全面に配慮している。
[A16]A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①	b	c 園では、給食の業務委託は行わず、園で調理した食事を提供している。ランチルームと調理室の間にガラスの仕切りがあり、栄養士と調理員が子どもの食事の様子を確認できるようにしている。子どもから、栄養士と調理員に対して話しかけることもあり、コミュニケーションを図るとともに、好き嫌い等の把握に努めている。献立は、季節感のある食材を使用したり、行事食や地域の食文化を取り入れたりして、食事を通じて四季や文化を学ぶことができるようにしている。多くの子どもが延長保育を利用することを考慮して、ポリュームのある手作りのおやつを提供している。また、“衛生管理マニュアル”を整備し、安心して食べることができる食事の提供に努めている。
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭と緊密な連携			
[A17]A-4-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	①	c 園では、家庭との連携を図りつつ、教育・保育に取り組んでいる。日ごろの子どもの様子等に関する情報交換は、0歳児は連絡帳を活用し、1歳児以降は登降園時に口頭で行っている。年2回、個人懇談を実施し、子どもの成長発達や保育の意図について説明し、相互理解を図っている。毎月、クラスだよりを発行し、子どもの活動の様子を伝えている。ICTを導入し、園と保護者間で相互に連絡することができるようシステムを整備している。年4回の参観日やお誕生会、遠足、運動会、生活発表会、給食試食会など、保護者が参加できる行事を開催し、子どもの成長した姿を確認できる機会を設けている。今後は、行事等の開催時に、アンケート等を実施するなど、教育・保育の質の向上に向けたさらなる取り組みに期待したい。
A-2-(2) 保護者等の支援			
[A18]A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	①	c 園では、全体的な計画のなかで、保護者への支援を位置づけ、子育て支援に取り組んでいる。日ごろから、子どもの送迎時に、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。保護者からの相談があった際は、随時、話を聞く体制を整備している。保護者からの相談は、クラス担任が担当している。必要に応じて、園長や主幹保育教諭等と相談し、共通認識のもと柔軟に対応している。また、一時保育や休日保育、育児相談等の事業を実施して、地域の保護者に向けた子育て支援を実施している。パンフレットに、子育て相談窓口について記載し、子育てに関する悩みごとを受けよう取り組んでいる。今後は、保護者等から受けた相談内容等を記録に残し、分析・検証等を行うことにより、子育てに関する保護者の悩み等を把握し、支援策等を検討する仕組みづくりに期待したい。

<p>[A19]A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a	⑥	c 園では、重要事項説明書に“虐待防止のための措置に関する事項”について記載し、入園時の段階で、保護者等に説明している。職員は、日ごろの保育実践や登降園時、身体測定などの際に、子どもの心身状況について注意深く観察し、権利侵害の防止や早期発見に努めている。虐待等が疑われる場合は、職員間で情報共有を行いつつ、行政等の関係機関と十分に連携を図ることができる体制を整備している。今後は、虐待等の権利侵害に関するマニュアルを策定するとともに、園内で研修を実施するなど、権利侵害への対応について、園での統一化を図ることが望まれる。
--	---	---	---

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>			
<p>[A20]A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a	⑥	c 園では、年1回、自己評価を実施し、職員の保育実践の振り返りを行っている。チェックリストを活用し、個々の取り組みの確認等に努めているが、園全体の自己評価に繋げるまでには至っていない。今後は、職員一人ひとりの評価結果をもとに分析・検討し、園全体の評価につなげるなど、組織的・継続的に保育の質の向上に取り組むことが望まれる。